特定秘密の保護に関する法律案に反対する会長声明

第1 声明の趣旨

特定秘密の保護に関する法律案(以下「本法案」という)に強く反対する。

第2 声明の理由

政府は、本年9月3日に、本法案に関し意見募集を行ったが、その意見募集期間は通常30日以上とする期間をわずか2週間とし、国民に議論をする機会を十分に与えないものであった。しかもこの意見募集では、寄せられた約9万件の意見の約8割が本法案に反対であった。しかるに、政府は、国民の声を無視して、性急に法案成立を進めているととらえざるを得ない。

また、本法案の立法事実とされている情報漏えい事案については、国家公務員法などの現行法制で対応でき、再発防止のための必要な対策がすでにとられており、これらの事実から本法案の必要性(立法事実)を見出すことはできない。

そして、何より「特定秘密」の範囲が広範で不明確である。

特定秘密は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」の4項目に関する事項で、別表で項目を列挙して規定されているが、なお広範に及びかつ不明確である。また、何が特定秘密にあたるかは、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である」という極めてあいまいで抽象的な基準の下、行政機関の長の判断によって指定される。この点、18条に特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとしているが、これによって定められるのは抽象的な運用基準でしかなく、具体的な秘密指定についてはやはり行政機関の長によるものであり、恣意的運用がなされているか否かのチェック機能はない。よって、膨大な情報が特定秘密と指定され、都合の悪い情報を国民の目の届かないところにおくために恣意的運用がなされるおそれがある。

国民主権の下、本来国の有する情報は国民に公開されるのが原則であるところ、この特定秘密の不明確さのため、多くの分野において、本来、国民の目にさらされるべき情報が、秘匿されてしまう危険が高い。国民の知る権利を著しく侵害し、ひいては国民

主権原理をないがしろにするものである。

そして、処罰規定の範囲は、過失による漏えい行為のほか、漏えい行為、取得行為の未遂や共謀、独立教唆及び煽動を処罰対象とする点で極めて広範である。また、罰則は最高刑を懲役10年、1000万円の罰金刑が併科され、重罰化している。

この広範な処罰規定及び重罰化により、報道・取材する側、情報を保有し取材を受ける側双方に対し、大きな萎縮効果を与えるものである。報道や取材の自由は国民の知る権利に資する十分に尊重されるべき権利であるが、本法案により報道や取材の自由が損なわれ、国民の知る権利は著しく侵害される。

なお、本法案の解釈適用について「報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」とし、「取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反または著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする」との条項を設けているが、この条項によっても、前述の萎縮効果は払拭されない。また、この条項は、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為」について適用され、一般市民や市民運動家、市民ジャーナリスト等には適用されず、不合理であり、かつ取材の自由を保障するものとはなりえない。

また、本法案は、適正評価制度において、特定秘密情報を取り扱う本人のみならず、 家族及び同居人の通常他人に知られたくない個人情報も調査対象となり、プライバシー の侵害の危険性が大きい。本法案では、対象者の同意を条件としているが、上司らから 同意を求められた従事者が真に自由な意思に基づいて同意・不同意の判断を行うことは 不可能であり、同意が条件となっていたとしても、プライバシーの侵害の危険性は変わらない。

さらに、国会議員も処罰対象とされて、国会への特定秘密情報の提供も行政機関の 長の判断でなされることとなり、憲法で定められた国会の最高機関性を否定するものと 言わざるを得ない。

本法案は、行政機関による情報を支配しようとするものであり、憲法の諸原則、基本的人権に深刻な影響を与える構造的問題を有している。よって、当会は、本法案の成立に強く反対するものである。

2013 (平成25) 年11月21日 佐賀県弁護士会 会長 桑 原 貴 洋